

淀川キリスト教病院
治験審査委員会に関する標準業務手順

2009年6月17日

(目次)

治験審査委員会に関する標準業務手順

第1章 治験審査委員会

第2章 治験審査委員会事務局

第3章 記録の保存

第4章 他の医療機関からの調査審議の依頼

(書式)

当院で実施される治験については、「治験の依頼等に係る統一書式について」医政研発第1221002号(平成19年12月21日)の統一書式一覧(企業主導治験)を用いる。

その他、要事、淀川キリスト教病院治験様式を用いる。

- ・ 様式A：治験契約書(二者)
- ・ 様式B：治験契約書(三者)
- ・ 様式C：覚書
- ・ 書式A：直接閲覧結果報告書

治験審査委員会に関する標準業務手順

第1章 治験審査委員会

(目的と適用範囲)

- 第1条 本手順は厚生省令第28号(平成9年3月27日)、厚生労働省令第24号(平成20年2月29日)、並びに厚生労働省令第36号(平成17年3月23日)、及びその他の関連通知に基づいて、淀川キリスト教病院治験審査委員会の運営に関する手続き及び記録の保存方法を定めるものである。
- 2 本手順は、医薬品及び医療機器の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。
 - 3 医療機器治験に対しては、「治験薬」等とあるのを「治験機器」等と読み替えることにより、本手順書を適用する。ただし、医療機器GCPに準拠しなければならないものについては、それに従うものとする。
 - 4 製造販売後臨床試験に対しては、厚生省令第28号第56条、厚生労働省令第36号第76条に準じ、「治験」等とあるのを「製造販売後臨床試験」等と読み替えることにより、本手順を適用する。ただし、GPSPに準拠しなければならないものについては、それに従うものとする。

(治験審査委員会の責務)

- 第2条 治験審査委員会は、すべての被験者の人権、安全及び福祉を保護しなければならない。
- 2 治験審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払わなければならない。
 - 3 治験審査委員会は、倫理的及び科学的妥当性の観点から治験の実施及び継続等について審査を行わなければならない。

(治験審査委員会の設置及び構成)

- 第3条 治験審査委員会は、院長が指名する以下の者をもって構成する。
- なお、院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。
- (1) 委員長： 薬剤部長
 - (2) 委員： 専門委員 6名
 - (3) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の委員(下記(4)の委員を除く)： 非専門委員 2名
 - (4) 当院及び院長と利害関係を有しない委員(上記(3)を除く)： 2名
- 2 委員の任期は1年とするが、再任は妨げない。

(治験審査委員会の業務)

- 第4条 治験審査委員会は、その責務の遂行のために、次の最新の資料を院長から入手しなければならない。
- 1) 治験実施計画書(治験責任医師と治験依頼者が合意したもの)
 - 2) 症例報告書の見本(治験責任医師と治験依頼者が合意したもの)

- 3) 説明文書（治験責任医師が治験依頼者の協力を得て作成したもの）
 - 4) 被験者の募集手順（広告等）に関する資料（募集する場合）
 - 5) 治験薬概要書又は医療機器概要書又は添付文書
 - 6) 被験者の安全等に係る報告
 - 7) 被験者への支払いに関する資料（支払いがある場合）
 - 8) 被験者の健康被害に対する補償に関する資料
 - 9) 治験責任医師の履歴書及び治験責任医師がGCP省令第42条に規定する要件を満たすことを証明したその他の資料
 - 10) 予定される治験費用に関する資料
 - 11) 治験の現況の概要に関する資料（継続審査等の場合）
 - 12) その他治験審査委員会が必要と認める資料
- 2 治験審査委員会は、次の事項について調査審査し、記録を作成する。
- (1) 治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項
 - ・医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、当該治験を適切に実施できること
 - ・治験責任医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かを最新の履歴書により検討すること
 - ・治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること
 - ・被験者の同意を得るに際しての同意文書及び説明文書の内容が適切であること
 - ・被験者の同意を得る方法が適切であること
 - ・被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること
 - ・予定される治験費用が適切であること
 - ・被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること
 - ・被験者の募集手順（広告等）がある場合には、募集の方法が適切であること
 - (2) 治験実施中又は終了時に行う調査・審査事項
 - ・被験者の同意が適切に得られていること
 - ・以下にあげる治験実施計画書の変更の妥当性を調査・審査すること
 - ①被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更
 - ②被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更
 - ・治験実施中に当院で発生した重篤な副作用について検討し、当該治験の継続の可否を審査すること
 - ・被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な情報について検討し、当該治験の継続の可否を審査すること

注) 重大な情報

 - ①他施設で発生した重篤で予測できない副作用
 - ②重篤な副作用又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書から予測できないもの
 - ③死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用によるもの又は治験薬

及び市販医薬品の使用による感染症によるもの

- ④副作用又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告
 - ⑤治験の対象となる疾患に対し効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
 - ⑥副作用又は感染症によりがんその他の重大な疾病、障害又は死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告
 - ⑦当該被験薬と同一成分を含む市販医薬品に係る製造又は販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
- ・ 治験の実施状況について少なくとも1年に1回以上審査すること
 - ・ 治験の終了、治験の中止又は中断及び開発の中止を確認すること

(3) その他治験審査委員会が求める事項

- 3 治験審査委員会は、治験責任医師に対して治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく院長の指示及び決定が文書で通知され、契約締結されるまで被験者を治験に参加させないよう求めるものとする。

(治験審査委員会の運営)

第5条 治験審査委員会は、原則として2ヶ月に1回開催する。但し、委員長が開催の必要がないと判断した場合はこの限りではない。なお、院長から緊急に意見を求められた場合には、随時委員会を開催することができる。

- 2 治験審査委員会は、実施中の各治験について、被験者に対する危険の程度に応じて、少なくとも1年に1回の頻度で治験が適切に実施されているか否かを継続的に審査するものとする。
なお、必要に応じて治験の実施状況について調査し、必要な場合には、院長に意見を文書で通知するものとする。
- 3 治験審査委員会の開催に当たっては、あらかじめ治験審査委員会事務局から原則として1週間前に文書で委員長及び各委員に通知するものとする。
- 4 治験審査委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意思を決定できるものとする。
 - 1) 少なくとも、委員の2分の1以上が参加していること
 - 2) 第3条第1項(3)の委員が少なくとも1名参加していること。
 - 3) 第3条第1項(4)の委員が少なくとも1名参加していること。
- 5 採決に当たっては、審査に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。
- 6 当該治験の治験依頼者と関係のある委員(治験依頼者の役員又は職員、その他の治験依頼者と密接な関係を有する者)及び治験責任医師と関係のある委員(院長、治験責任医師、治験分担医師又は治験協力者)は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審査及び採決への参加はできないものとする。
- 7 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席させて意見を聞くことができる。
- 8 採決は出席した委員全員の合意を原則とする。
- 9 採決は次の各号のいずれかによる。

- (1) 承認する
 - (2) 修正の上で承認する
 - (3) 却下する
 - (4) 既に承認した事項を取り消す（治験の中止又は中断を含む）
 - (5) 保留する
- 10 院長は治験審査委員会の審査結果について異議がある場合には、理由書を添えて治験審査委員会に再審査を請求することができる。
- 11 治験審査委員会は、審査及び採決に参加した委員名簿（各委員の資格及び職名を含む）に関する記録及び審査記録を作成し保存するものとする。
- 12 治験審査委員会は、審査終了後速やかに院長に、治験審査結果通知書（書式5）により報告する。治験審査結果通知書（書式5）には、以下の事項を記載するものとする。
- ・ 審査対象の治験
 - ・ 審査した資料
 - ・ 審査日
 - ・ 治験に関する委員会の決定
 - ・ 決定の理由
 - ・ 修正条件がある場合は、その条件
 - ・ 治験審査委員会の決定に対する異議申し立て手続き
 - ・ 治験審査委員会の名称と所在地
 - ・ 治験審査委員会が医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令に従って組織され、活動している旨を治験審査委員会が自ら確認し保証する旨の陳述
 - ・ 審議・採決の出欠委員名
- 13 治験審査委員会は、承認済の治験について、治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は治験審査委員会委員長が行う。ここでの軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない変更をいう。具体的には、治験依頼者の組織・体制の変更、治験の期間が1年を超えない場合の治験契約期間の延長、契約症例数の追加又は治験協力者の追加・削除等が該当する。
- 迅速審査は、治験審査委員会委員長及び委員長が指名した者が本条第9項に従って判定し、第12項に従って院長に報告する。治験審査委員会委員長は、次回の治験審査委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。

第2章 治験審査委員会事務局

（治験審査委員会事務局の業務）

第6条 治験審査委員会事務局は、治験審査委員会委員長の指示により、次の業務を行うものとする。

- 1) 治験審査委員会の開催準備
- 2) 治験審査委員会の審査等の記録（審査及び採決に参加した委員の名簿を含む）の作成
- 3) 治験審査結果通知書（書式5）の作成及び院長への提出
- 4) 記録の保存

治験審査委員会で審査の対象としたあらゆる資料、議事要旨（Q and Aを含む）、治験審査委員会が作成するその他の資料等を保存する。

5) その他治験審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

第3章 記録の保存

（記録の保存責任者）

第7条 治験審査委員会における記録の保存責任者は治験審査委員会事務局長とする。

2 治験審査委員会において保存する文書は以下のものである。

- （1）当業務手順
- （2）委員名簿（各委員の資格を含む）
- （3）委員の職業及び所属のリスト
- （4）提出された文書
- （5）会議の議事要旨（審査及び採決に参加した委員名簿を含む）
- （6）書簡等の記録
- （7）その他必要と認めたもの

（記録の保存期間）

第8条 治験審査委員会における保存すべき治験に係る文書又は記録は、1) 又は 2) の日のうち後の日までの間保存するものとする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。

- 1) 当該被験薬に係る製造販売承認日（開発が中止された場合には開発中止が決定された日）
- 2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日
- 2 治験審査委員会は、院長を経由して、治験依頼者より前項にいう承認取得（書式18）あるいは開発中止（書式18）の連絡を受けるものとする。

（手順書等の公表）

第9条 治験審査委員会の情報等については、当院ホームページの所定の場所に公開するものとする。

2 公表内容については、以下のとおりとする。

- 1) 当業務手順
- 2) 委員名簿（職業、資格及び所属を含む）
- 3) 会議の記録の概要（治験審査委員会の開催後2ヶ月以内を目途に公表するものとする。）
- 4) 治験審査委員会の開催予定日
- 3 前項で公表した内容に変更があった場合には、直ちに既存の公表内容を更新するとともに、その履歴が確認できるよう記録を残すものとする。
- 4 治験依頼者より、会議の記録の概要に治験依頼者の知的財産権を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、求めに応じるとともに、必要があればマスキングなどの措置を講じた上で公表することとする。

- 5 治験審査委員会の手順書等の公表に関する対応窓口は、治験審査委員会事務局とする。

第4章 他の医療機関からの調査審議の依頼

第10条 他の医療機関から調査審議の依頼があった場合は、あらかじめ当該医療機関の長と調査審議の受託に関する契約書を締結し、治験審査委員会に調査審議を諮問するものとする。

(治験審査委員会の責務)

第11条 治験審査委員会は、院長から他の医療機関における治験の調査審議を諮問された場合は、本手順に基づき責務を遂行するものとする。

(治験審査委員会の業務)

第12条 治験審査委員会は、その責務遂行のため、本手順第5条に記載されている資料のほか、次に掲げる資料を入手しなければならない。但し、淀川キリスト教病院附属の医療機関で実施する場合はこの限りではない。

- 1) 医療機関概要
 - 2) 治験に使用する設備・機器の具備状況等を示す文書
 - 3) 治験関連文書(治験に関する標準業務手順書等)の具備状況等を示す文書
- 2 治験審査委員会の治験審査結果通知書の宛先は他の医療機関の長とする。

第13条 前条に記載のない業務については、すべて本手順に準じて行うこととする。

附則：

1. 本手順の改定にあたっては、院長の承認を必要とする。
2. 本手順は治験審査委員会細則廃止後、新たに制定するものとする。
3. 本手順は2008年6月6日より施行する。
4. 本手順は2009年6月17日より施行する。

以上